

鯖江市議会・市民創世会

大門よしかずレポート



鯖江市新横江1丁目7-22 TEL/FAX(0778)52-7488 携帯090-6810-2462

福井しあわせ元気国体

天皇杯、皇后杯のダブル受賞で大いに盛り上がりました。鯖江市で開催された体操(体操、新体操)、なぎなた競技も大勢の観客が訪れ大盛況でした。

関係各団体の担当者の皆様、ボランティアの皆様、本当にご苦労様でした。



福井国体開会式 降りしきる雨の中、入場行進する福井県選手団

ごあいさつ

季節の巡りは確かなもので、8月にはあれほど待ち望んでいた雨が、月を変えた途端に秋の長雨となり、めっきり秋らしくなりました。

それにしても、今年の自然災害の多さには驚きます。豪雪に始まり、地震、豪雨、酷暑、台風と、まさにオンパレードです。とくに、近年の台風の規模の大きさと強さには恐れを抱きます。これは、一時的な地球規模の変動の範囲なのかもしれませんが、地球温暖化がもたらす気象の変化と捉え、何らかの対策を講じていかなければならないのではないのでしょうか。

さて、視点を変えますと、鯖江市政にも度重なる“地震”が発生しました。今年に入り数々の事務ミス、不祥事、事故を起こしてしまいました。市議会も再発防止の申し入れ書を市に提出したところです。

私なりに感じるところは、地盤が十分でないのに国から次々と要請される施策に手を取られ過ぎたのではな

いか。また、一見華やかな施策に力を注ぐあまり、足元を見つめ直す余裕が無かったのではないか。ということです。このように、少ない職員で多くのイベントや事業を支えざるをえなく、公務員としての基本が知らず知らずのうちに疎かになっていたのではないのでしょうか。

現在、市の職員は毎朝ミーティングのなかで「職務7訓」を唱和し基本を見つめ直す努力をしています。職員の皆さんは殆どが大変優秀な方々です。必ずや信頼を取り戻す事と期待します。翻って、私たち議員も市民の批判を受けることの無いよう、襟を正さなければならぬと思います。

9月議会一般質問より

(鯖江市のHPで本会議録画の配信を行っています)

昨年6月議会において福井国体に向けての鯖江市における喫煙・受動喫煙に対する対策について、一般質問で採り上げました。今年7月、国会にて「改正健康増進法」がようやく成立しました。主に受動喫煙防止に関する法律です。そこで、あらためて、今回成立した法に、市としてどのような対応をしようとしているのか尋ねました。

鯖江市における喫煙・受動喫煙対策について

厚生労働省研究班の推計で、タバコの害による2015年度の総損失額は医療費を含めて2兆5百億円に上ると発表されま

した。その影響は医療費だけでなく、介護など多くの面に影響が及ぶと指摘されています。

福井県の損失額は128億円と算定され、県民一人当たり



約1万6千円。鯖江市の損失額は約11億円と計算されます。鯖江市のタバコ税収入は4億4千万円余ですから、はるかに損失のほうが多いと言えるでしょう。

(問) 喫煙・受動喫煙対策の現状は

(答) 昨年より市民ホールつつじ、および環境衛生センターの2施設は敷地内禁煙、また、神明苑はリニューアルを契機として施設内禁煙としました。市庁舎およびラポーゼかわだは施設内分煙です。受動喫煙対策について、関係部署と協議して対応していきます。

意見 越前市は禁煙や受動喫煙の防止を積極的に推進するため、北陸3県の自治体では初の独自のタバコ対策宣言を行いました。同宣言は

- ①タバコを吸わない人を育てます。
- ②禁煙を支援します。
- ③受動喫煙による健康被害をなくします。
- ④喫煙マナーを啓発します。



越前市役所庁舎内に掲示しているタバコ対策宣言

の四つの柱から成り立

っています。この宣言を実行するための具体策はこれからとのことですが、少なくとも鯖江市よりは前向きに取り組んでいる姿勢は評価できます。

(問) 鯖江市の喫煙率低下と受動喫煙防止の取り組みについて

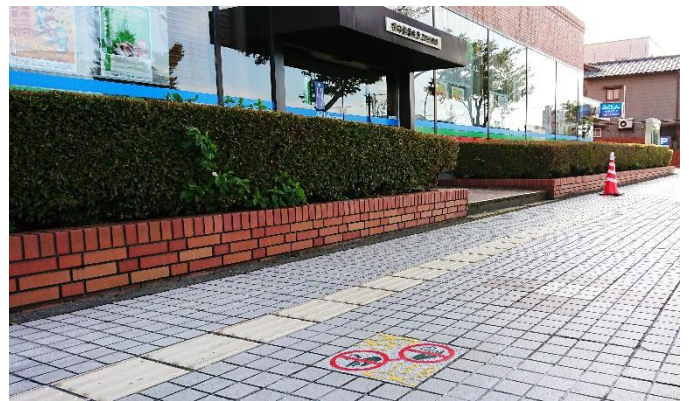
(答) 市では平成28年に第6次保健計画を策定し、その中で喫煙対策として「やめて良かった、やめてくれて良かった」というスローガンを掲げ、各種施策に取り組んでいます。



具体的には妊娠届け出時の妊婦さんとかそのご家族に対し、妊娠出産のリスクや胎児への影響について説明を行っています。

これにより昨年度妊娠後に禁煙した妊婦さんは喫煙者の87.3%にあたる69人にもなりました。また、個別の保健指導や禁煙外来の勧めなどを強化しています。また、5月31日の世界禁煙デーおよび禁煙週間には県と共同でショッピングセンターでの街頭啓発の実施、また、各地区公民館等へのポスター掲示等を行い、喫煙や受動

喫煙防止対策の啓発を実施しています。



歩道上に埋め込まれた啓発ブロック

一方、受動喫煙、環境美化対策を含めた路上喫煙防止または歩きタバコの禁止、たばこのポイ捨て禁止などは啓発ブロック(市内3か所)を設置するなどの周知啓発活動を行っています。また、受動喫煙防止対策のPRステッカーの作成および公共施設や市内の健康づくり加盟店への配付など受動喫煙防止対策に向けて取り組んでいきます。

解説 厚労省の調査では、福井県の男性の喫煙率は全国2位で36.6%との調査結果を発表しています。鯖江市は喫煙率を平成32年度目標値として男性20.6%、女性3.3%以下、妊娠届け出時0%まで低下させるという目標を掲げています。しかし、現状を見ますと、この数字を達成するにはよほど本腰を入れて取り組まないと達成が困難と思われるます。

(問) 学校における、タバコの健康に対する影響の学習についての取り組みは

(答) 市内小・中学校では児童・生徒が正しい知識を身につけるために保健体育の授業の中で飲酒あるいは薬物乱用などが及ぼす健康被害について、小学校6年生では喫煙の害、中学校3年生では喫煙と健康という項目で学習しています。具体的にはタバコの煙に含まれる有害物質による血流量の減少、肺がんの危険性、そういったことを初めとする健康被害や副流煙による受動喫煙の害、依存性があるため止められなくなること、未成年であればその影響がより大きくなることなど、さまざまな喫煙

●たばこの煙からでる有害物質●			
主流煙		副流煙	
喫煙者が吸うたばこの煙		たばこの火から立ち上る煙	
ニコチン (血流を悪化)	0.46mg	ニコチン (血流を悪化)	1.27mg
タール (やに・発がん物質)	10.2mg	タール (やに・発がん物質)	34.5mg
一酸化炭素 (酸素不足を招く)	31.4mg	一酸化炭素 (酸素不足を招く)	148mg

**主流煙の
数倍!**

資料：厚生省(現在厚生労働省)編「喫煙と健康」第2版(2002)

の悪影響について学んでいます。また、授業以外でも禁煙ポスターの作成、あるいは発育測定の際に養護教諭等が視覚的な教材を用いた保健指導を行ったり、鯖江警察署と連携し、児童・生徒の健全育成を目指したひまわり教室を開催したりするなど、健康教育や非行防止等、さまざまな観点から喫煙の害についての意識づけをしています。



また、市内小・中学校は敷地内禁煙とし、喫煙があったとの報告は受けていません。市教委として、引き続き喫煙の害を含めた健康教育の推進に関係機関と連携しながら取り組み、児童・生徒の健全な心と体の育成を図っていきます。

感想 私たち世代は、タバコの健康に及ぼす悪影響の知識を持つことなく、タバコを吸えることが大人になった証。のような錯覚に捕らわれていました。タバコに対する正しい知識を教育することにより、初期の段階における喫煙率の低下に大きな効果が期待できます。

健康増進の一部を改正する法律に伴う 鯖江市の対応

日本は世界保健機構(WHO)の評価で4段階中の最低レベルと指摘されています。今回の改正案が施行されても1段階上がるのみです。WHOは受動喫煙防止の有効な対策は屋内の全面禁煙しかなく、分煙や喫煙室に完全な効果はないと指摘しています。

(問) 改正法案の基本的な考えについて

(答) 3つの基本的な考え方があります。

- ①受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすること。
- ②子供など20歳未満の者、または患者さん等が主たる利用者となる施設や屋外について受動喫煙対策の一層徹底を図る。
- ③施設の類型、場所ごとに主たる利用者の違いや受動喫煙が他人に与える影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙の掲示義務等の対策を講じる。

(問) 市内の事業者や飲食店へどのような周知啓発を行うのか

(答) 「国および地方公共団体は国民や施設の管理権限

者などに対し、受動喫煙による健康影響等についてのパンフレット資料の作成・配付を通し周知啓発を行うこと」としています。また、飲食店等における中小企業の事業主等が受動喫煙対策するにあたり助成制度*がありますので今後周知を図っていく予定です。今後、省令・通知等が揃い次第、県とも協議しながら、広報・ホームページ等での制度周知等、速やかな対応をとりたい。

*助成制度 一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際にはその費用の2/1、飲食店については3/2。100万円を上限とする。

(問) 改正法を踏まえた市役所など公共施設の受動喫煙防止対策は

(答) 改正法では多数の者が利用する施設で、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は敷地内禁煙です。例外として屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができます。基本、この法律にのっとった対応を考えていきます。市庁舎は施設内分煙となっています。今回の改正により屋内の喫煙場所は撤去を予定しています。今後、原則敷地内禁煙となりますので、来庁者等の方々の配慮も行いながら、屋外喫煙所の設置について検討していきます。他の公共施設等については今後、出される予定の政省令等を踏まえ、検討・対応して行きます。



意見 タバコを吸う人にとっても吸わない人にとっても快適な環境をつくっていくのが現実的対応ではないでしょうか。喫煙者を締め出すのではなく、お互いに快適な環境で共存し合える制度を作っていく、そちらの方が現実的で効果があるように思います。

(問) 西山公園などの公園施設での対策は

(答) 公園は子供から大人まで不特定多数の人が利用する公共の場所であることから、基本的に禁煙にすべき場所であると考えられます。しかし、現在、西山公園などの広いオープンスペースを持つ公園では歩きたばこの危険性



桜が満開の頃の西山公園

やたばこのポイ捨ての懸念、また、分煙の観点より人の動線から離れた場所に灰皿を設けています。今回の法律の改正に伴い、公園敷地内での受動喫煙を防止するには公園内を禁煙または喫煙室を設置のいずれかにすることが必要になります。公園は不特定多数の人が利用する公共の場であることを鑑み、今後、国や県の類似施設での方針等を参考に公園での受動喫煙の対策について検討していきます。

(問) 事業者、飲食店、地方自治体はそれぞれどのようなことをいつまでに対応することを求められているのか

(答) 平成30年7月25日の公布日より施行に向けた事前周知を図ります。学校、病院、児童福祉施設、行政機関等においての一部施行が2019年夏ごろまでに。また、事業所、飲食店を含めた全面施行が2020年4月1日となっています。

事業所、飲食店等については、経営規模の大きな店舗では屋内禁煙、または喫煙専用室*設置。経営規模の小さい店舗では屋内は禁煙、分煙*もしくは喫煙可*の選択となります。いずれも明確な表示が必要です。

*喫煙専用室 室外への煙の流出防止措置のとられた喫煙室。または加熱式たばこ専用の喫煙室。

*分煙 喫煙専用室と同等の措置を講じた上で、非喫煙場所には20歳未満の立ち入りを可能とする。

*喫煙可 喫煙可とする場合20歳未満は立ち入れない事になる。

意見 地方自治体においては2019年夏までに対策を終えなければなりません。また市内の事業者および飲食店は2020年4月までにこれらの対策を終えなければなりません。これは先のように時間が無いというのが現実です。市の方でもよほど民間を指導するような形で周知啓発に努めていかないと、とても間に合わないのではないのでしょうか。

ポケットパークが整備されました

H28年9月議会で、福井国体に備えて、鯖江駅よりサンドーム福井までの歩道の整備を一般質問で取り上げました。その時はサンドームまでの間に休憩する場所がありませんでした。そこで沿道の遊休地を活かしてポケットパークの整備を要望しました。

福井国体を前にこれらのポケットパークが夏までに完成しました。鯖江に来られる多くの人たちにちょっと疲れを癒



整備前

していただき、鯖江に好印象を持って頂ければ幸いです。



整備後の舟津神社前



整備前



整備後の宮前踏切角

あとがき

福井しあわせ元気国体は盛況の中、幕を閉じました。それにしても福井県チームの活躍は目覚ましく、連日の好成績に県民も大いに盛り上がりました。オリンピックを控え東京有利の大方の予想を覆し、天皇杯、皇后杯の獲得は快挙と言えます。また、鯖江で開催された正式種目の体操は総合優勝、なぎなたも僅差の2位と大健闘し、お世話をした関係者の労苦を大いに癒してくれました。この大会を通して多くの財産を市に残してくれたと思います。これを今後活かしていく事が私たちの課題なのではないでしょうか。